「広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業」の概要

目的

大阪府地域防災計画に定める広域緊急交通路は、災害時に応急活動（救助・救急、医療、消化、緊急物資の供給）を迅速かつ的確に実施するための道路です。このため、地震発生時に沿道建築物が倒壊して道路を閉塞することがないよう、これらの建築物の耐震化を促進するものです。

対象路線

広域緊急交通路の災害時における機能確保のため、優先して耐震化に取組む路線を指定し、沿道建築物の耐震化を促進いたします。大阪府住宅･建築物耐震 10 ヵ年戦略プランに定める耐震診断義務化対象路線は右図のオレンジ色の路線です。

対象建築物

対象路線沿道にある昭和 56 年 5 月 31 以前に着工した建築物で、倒壊時に道路を閉塞する可能性があるもの（下図参照）が対象です。

【道路幅員が 12m を超える場合】

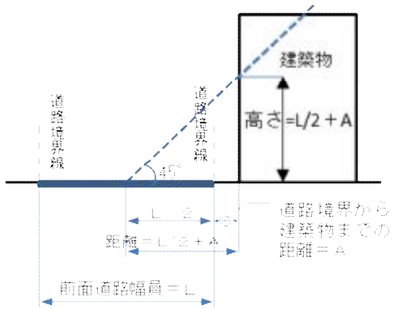

【道路幅員が 12m 以下の場合】

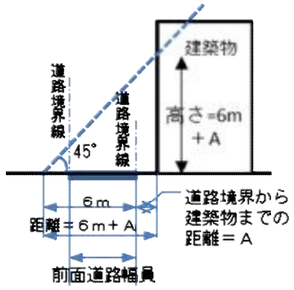

補助制度

【耐震診断】

	補助率	国	府	所有者
すべて（非木造･木造）	10/10	1/2	1/2	0 ※1

【耐震改修】

	補助率	国	府	所有者
非木造（5000㎡以下）	11/30	1/5	1/6	19/30
非木造（5000㎡超）	11/60	1/10	1/12	49/60

※1 限度額を超える場合、自己負担が発生する可能性があります。
※ 支援制度については、国の補助制度が平成 27 年度までの時限措置となっていることや府の予算措置状況等によって変更の可能性があります。

診断結果の報告期限

平成 28 年 12 月 31 日までに診断結果を所管行政庁へ報告していただきます。ただし、所管行政庁が平成 30 年度末までに除却または耐震改修が行われると認めて別途期限を定めた場合は、この期限によります。

広域緊急交通路（自動車専用道路を除く）における耐震化の取組み

凡 例

- 優先して耐震化に取組む路線（改正耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 2 号に規定する路線で耐震診断が義務となる道路）
- 耐震化を促進する路線（その他の重点 14 路線）＜指導助言対象＞
- 耐震化を促進する路線（重点 14 路線以外の広域緊急交通路）＜指導助言対象＞
- 基幹的広域防災拠点
- 広域防災拠点
- 後方支援活動拠点
- ○○○ 主な交差点名